

お知らせ

お知らせ

所得税と市県民税の申告はお早めに

受付期間 **2月16日(金)～3月15日(木)**

巡回申告相談・申告受付日程

申告期間中は本庁（東別館）での受付のほか、次の会場でも申告の相談や受付を行いますので、お近くの会場にお越しください。また、詳細については、市税務課市民税係（☎6524）、浅井支所市民生活課（☎44352）、びわ支所市民生活課（☎5253）までお問い合わせください。

相 談 日 時	相 談 会 場	
2 月	16日(金)	田根公民館
	19日(月)	七尾公民館
	20日(火)	浅井林業センター
	21日(水)	浅井支所3階大会議室
	22日(木)	
	23日(金)	浅井勤労青少年ホーム
	26日(月)	びわ支所2階
		浅井支所3階大会議室
		びわ支所2階
27日(火)	浅井支所3階大会議室	
28日(水)	びわ支所2階	
	浅井支所3階大会議室	
3 月	1日(木)	午後1時～午後6時 姉川コミュニティ防災センター
	2日(金)	午前9時～正午 びわ支所2階
		午後1時～午後4時
	5日(月)	午前9時～正午 びわ支所2階
		午後1時～午後4時
	6日(火)	北郷里公民館
	7日(水)	南郷里公民館
	8日(木)	神照公民館
	9日(金)	六角館（六荘公民館）
	12日(月)	レーク伊吹農協神照支所
13日(火)	西黒田公民館	

なお、長浜商工会議所や虎姫商工会館でも市内全域を対象に次の日程で申告相談が行われます。お問い合わせは長浜税務署（☎6144）へ。

相 談 会 場	相 談 日 時
長浜商工会議所	2月 16日(金)、19日(月)、20日(火)、21日(水)
	3月 5日(月)、6日(火)、7日(水)、8日(木)、9日(金)
虎姫町商工会館	2月 27日(火)、28日(水)

平成18年分の所得税の確定申告等の受付が2月16日(金)から始まります。所得税および個人事業者の消費税は税務署、市県民税は市の税務課、浅井支所、びわ支所で行います。なお、**市の税務課のみ**、期間内の毎週木曜日は午後7時まで受付時間を延長し、2月の毎週土・日曜日は午前9時から午後4時まで申告の受付を行います。（3月の土・日曜日は行いません。）申告は必ず期間内に済ませましょう。（税務署で所得税の申告をした場合は、市県民税の申告は不要です。）

【申告が必要な人】

所 得 税	○事業所得や不動産所得などがある人で、平成18年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人 ○サラリーマンで、次のいずれかに該当する人 ①給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人 ②2か所以上から給与を受けている人 ③平成18年中の給与収入が、2,000万円を超える人
市 県 民 税	○平成19年1月1日現在市内に居住し、平成18年中に所得があった人 ○国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告が必要です。
税 額 が 変 わ る 人	○平成18年12月31日現在で、しょうがいの認定を受けている人 ○平成18年12月31日現在で、夫と死別後再婚していない女性で合計所得金額が500万円以下などの寡婦、または寡夫に該当する人

【申告会場】

今年は市役所東別館（旧市立長浜病院）6階の会議室で行います。お間違えないようにお願いします。

会場位置図



また、**次頁の会場**でも市県民税の申告および所得税の確定申告書や公的年金等の受給者に関する申告書も受け付けますので、お気軽に最寄りの会場へお越しください。

相談には、申告書、印鑑、所得計算の資料と平成18年中に支払った保険料や医療費の領収書など控除に必要な資料をお持ちください。

※申告時の留意点

- ①農業・不動産・営業等所得などで、市の固定資産税を必要経費として申告される人は、固定資産税の課税明細書または固定資産課税台帳の写しをお持ちください。
- ②平成18年中に国民健康保険料等を納められた人は、納付済額のお知らせをお持ちください。
- ③平成18年中に国民年金保険料や国民年金基金の掛金を納められた人は、社会保険庁または各国民年金基金から送付された証明書類を必ずお持ちください。
- ④農業・不動産・営業等所得を申告される人は、確定申告書に同封されている収支内訳書（または市申告書裏面の収支明細欄）を記入してからお持ちください。
- ⑤医療費控除を申告される人は、平成18年中に支払われた医療費の総額を必ず計算しておいてください。また健康保険や生命保険等で補てんされた保険金額がわかるものを必ずお持ちください。

※特別障害者控除があります

このほかに、65歳以上で要介護認定を受けている寝たきりまたは重度の認知症の人は、特別障害者の「認定書」で特別障害者控除が受けられます。また、おむつ費用の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は「証明書類」で医療費控除が受けられます。認定書、証明書類の発行について詳しくは市高齢者介護福祉課（☎7789）へ。

申告についてのお問い合わせは、長浜税務署（☎6144）、市税務課市民税係（☎6524）、浅井支所市民生活課（☎44352）、びわ支所市民生活課（☎5253）へ。

【長浜税務署からのお知らせ】

※土・日・祝日は閉庁です。
※簡単に所得税の確定申告書が作成できる国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）、インターネットで所得税の申告・納税・届出等ができるe-Tax（TEL0570-015901、<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）や、税金に関する疑問に電話音声・インターネットでお答えするタックスアンサー（TEL077-523-3322、<http://www.taxanser.nta.go.jp/>）もぜひご利用ください。